

令和6年度 第1回いじめ対策総点検（報告）
新潟西高等学校 学校訪問指導



- 1 日時 令和6年9月3日（火）9：30～11：30
- 2 訪問者 生徒指導課 副参事指導主事 1名
生徒指導課 指導主事 1名
- 3 参加者 校長、教頭、いじめ対策推進教員・生徒指導主事、各学年主任
- 4 内容 (1) 現状の聴き取り、協議 9：30～10：20
 - ・ いじめ総点検チェックシートによる自校体制の確認
(いじめ対応マニュアル、校内研修、いじめ認知等の確認)(2) グループワーク（シミュレーション）10：20～11：30
 - ・ いじめ事案を基にしたシミュレーション
- 5 指導内容 (1) 現状の聴き取り、協議
 - ・ ゲートキーパー研修について、欠席者がいた場合は講師の許可を取って動画で収録し、全員に視聴してもらえることが望ましい。
 - ・ 可能な範囲でスクールカウンセラーとの連携を取り、生徒の心のケアも手厚くする。会議への同席が難しい場合は議事録を確認してもらえよう願います。
 - ・ 生徒からの聴き取りや保護者への電話連絡は複数で行う。特に保護者への電話連絡では側に誰かがいるだけでも情報提供の精度が上がる。
 - ・ 自校の「いじめ防止基本方針のための行動計画」は日々社会情勢が変化することからその都度見直す必要がある。その際、見直した日付を入れて公表するのが望ましい。(2) グループワーク（シミュレーション）
 - ・ 「いじめ類似行為」が発生した場合、被害者が事実を知ってしまうと心へのダメージが心配される。関係生徒への聴き取りに慎重を要する。
 - ・ 被害者本人が知らないことであっても、保護者への連絡や報告はこまめに行う必要がある。保護者からの情報提供が解決への有力な手になり得る場合がある。
 - ・ SNS上で発生したトラブルについて、場合によっては警察への早めの相談の必要があるが、警察のスクールサポーターを利用する方法もある。
 - ・ 被害者が謝罪を求めた場合については、逆にこじれる原因となり得るので被害者、加害者双方の家庭に対して慎重に対応しなければならない。